

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		給水停止命令
根拠条例・規則名		水道法
条 項		第 3 7 条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2227)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未設定 (理由：処分の先例がないか、稀であるもの又は当面事案の発生が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難な場合) ・ 関連する法令の規定 水道法第 3 4 条の第 2 第 1 項 (簡易専用水道の管理) 水道法第 3 6 条第 1 項、第 2 項、第 3 項 (改善命令等) 水道法第 3 7 条 (給水停止命令) 水道法施行規則第 2 3 条各号 (管理基準) 水道法の施行について (昭和 4 9 年 7 月 2 6 日付け環水第 8 1 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知) 水道法の一部改正について (昭和 5 2 年 1 0 月 2 2 日付け環第 6 3 6 号厚生省事務次官通達)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		